

事 務 連 絡
平成 2 4 年 7 月 3 日

都道府県障害保健福祉主管課
各 指定都市障害保健福祉主管課 御中
中核市障害保健福祉主管課

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律
の公布について（事務連絡）

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 2 4 年法律第 5 0 号。以下「法」という。）の公布については、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の公布について（通知）」（平成 2 4 年 6 月 2 7 日社援発 0 6 2 7 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。）によりお知らせしているところです。

平成 2 5 年 4 月 1 日からの法の円滑な施行に向けて、今後、関係省庁とも十分に連携を取りながら取り組んでまいります。現時点における法の施行に向けた Q & A について、当課において下記のとおり作成いたしました。

十分御了知の上、所管の関係法人や地方自治体にあつては管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係機関、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、法の円滑な施行について特段の御配慮をお願いいたします。

記

Q 1. 法により、各省各庁や独立行政法人等には、どのような責務が課せられますか。

A 1. 各省各庁や独立行政法人等には、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務が課せられ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の作成・公表や、調達の実績の概要の取りまとめ・公表等を行うものとされています（局長通知第三の 1、第四の 2、第五及び第八の 1 参照）。

Q 2. 法により、地方公共団体や地方独立行政法人には、どのような責務が課せられますか。

A 2. 地方公共団体や地方独立行政法人には、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務が課せられ、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針の作成・公表や、調達の実績の概要の取りまとめ・公表等を行うものとされています（局長通知第三の2、第七及び第八の2参照）。

Q 3. 法により、障害者就労施設等には、どのような責務が課せられますか。

A 3. 障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、その供給する物品等の購入者等に対し、当該物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとされています（局長通知第九参照）。

Q 4. 障害者就労施設として、どのような施設が対象となりますか（局長通知第二の（2）関係）。

A 4. 対象となる施設は以下のとおりです。

- ① 現行の障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。）に規定する就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援、生活介護を行う事業所、地域活動支援センター又は障害者支援施設
- ② 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（いわゆる小規模作業所）
- ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に定める重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者を多数雇用する事業所として政令で定めるもの（※詳細はQ5を参照してください。）

Q 5. 法では、「障害者就労施設」の一つとして、障害者雇用促進法に定める重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者を多数雇用する事業所として政令で定めるものが規定されていますが、政令ではどのような事業所が規定される予定ですか（局長通知第二の（2）の③関係）。

A 5. 政令で規定する事業所については、今後、関係省庁ともよく御相談しながら検討していくこととなりますが、障害者の働く場に対する発注促進税制の対象となる発注先を規定する租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第6条の7第1項第4号及び第5号、第29条の2第1項第4号及び第5号並びに第39条の6第1項第4号及び第5号を参考に、いわゆる「重度障害者多数雇用事業所」や障害者雇用促進法に定める特例子会社を規定することを検討していくこととしています。

Q 6. 法では、「独立行政法人等」とは、独立行政法人又は特殊法人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものとされていますが、政令ではどのような法人が規定される予定ですか（局長通知第二の（5）関係）。

A 6. 政令で規定する法人については、今後、関係省庁ともよく御相談しながら検討していくこととなりますが、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成12年政令第556号）に規定されている法人（別紙）を参考としながら、検討していくこととしています。

Q 7. 法では、「各省各庁の長」とは、財政法（昭和22年法律第34号）に定める各省各庁の長をいうとされていますが、具体的にはどのような範囲となりますか（局長通知第二の（7）関係）。

A 7. 財政法第20条第2項では、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣を「各省各庁の長」として定義しています。

Q 8. 法では、国は、障害者就労施設等からの物品等の調達に関する基本方針を策定することとされていますが、いつ頃策定されることとなりますか（局長通知第四の1関係）

A 8. 基本方針については、厚生労働大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあつては各省各庁の長、独立行政法人等にあつてはその主務大臣をいう。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととされています。平成25年4月1日の施行後に速やかに閣議決定できるよう、関係省庁ともよく御相談しながら準備を進めてまいります。

Q 9. 法の施行に併せ、障害者就労施設等からの物品等の調達の取扱いについて見直す予定はありますか。

A 9. 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号では、随意契約の対象として、「都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のために設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき」が規定されていますが、平成24年4月18日の衆議院厚生労働委員会の審議において、財務省から、法が公布・施行ということになれば、これを契機として役務の調達も随意契約の対象となるように、改正に向けて前向きに検討していきたい旨が答弁されており、今後、財務省と調整していく予定です。

以上

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令に規定されている独立行政法人等」

自動車検査独立行政法人	独立行政法人奄美群島振興開発基金
独立行政法人医薬基盤研究所	独立行政法人医薬品医療機器総合機構
独立行政法人宇宙航空研究開発機構	独立行政法人海技教育機構
独立行政法人海上技術安全研究所	独立行政法人海洋研究開発機構
独立行政法人科学技術振興機構	独立行政法人家畜改良センター
独立行政法人環境再生保全機構	独立行政法人勤労者退職金共済機構
独立行政法人教員研修センター	独立行政法人空港周辺整備機構
独立行政法人経済産業研究所	独立行政法人原子力安全基盤機構
独立行政法人建築研究所	独立行政法人航海訓練所
独立行政法人工業所有権情報・研修館	独立行政法人航空大学校
独立行政法人交通安全環境研究所	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
独立行政法人港湾空港技術研究所	独立行政法人国際観光振興機構
独立行政法人国際協力機構	独立行政法人国際交流基金
独立行政法人国際農林水産業研究センター	独立行政法人国民生活センター
独立行政法人国立印刷局	独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立環境研究所	独立行政法人国立がん研究センター
独立行政法人国立健康・栄養研究所	独立行政法人国立高等専門学校機構
独立行政法人国立公文書館	独立行政法人国立国際医療研究センター
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	独立行政法人国立循環器病研究センター
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立成育医療研究センター
独立行政法人国立青少年教育振興機構	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

独立行政法人国立大学財務・経営センター	独立行政法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立文化財機構
独立行政法人産業技術総合研究所	独立行政法人自動車事故対策機構
独立行政法人住宅金融支援機構	独立行政法人種苗管理センター
独立行政法人酒類総合研究所	独立行政法人情報処理推進機構
独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
独立行政法人森林総合研究所	独立行政法人水産総合研究センター
独立行政法人水産大学校	独立行政法人製品評価技術基盤機構
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	独立行政法人造幣局
独立行政法人大学入試センター	独立行政法人大学評価・学位授与機構
独立行政法人中小企業基盤整備機構	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	独立行政法人電子航法研究所
独立行政法人統計センター	独立行政法人都市再生機構
独立行政法人土木研究所	独立行政法人日本学術振興会
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本万国博覧会記念機構
独立行政法人日本貿易振興機構	独立行政法人日本貿易保険
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構	独立行政法人農業環境技術研究所
独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
独立行政法人農業生物資源研究所	独立行政法人農畜産業振興機構
独立行政法人農林漁業信用基金	独立行政法人農林水産消費安全技術センター
独立行政法人福祉医療機構	独立行政法人物質・材料研究機構

独立行政法人平和祈念事業特別基金

独立行政法人放射線医学総合研究所

独立行政法人水資源機構

独立行政法人理化学研究所

独立行政法人労働者健康福祉機構

年金積立金管理運用独立行政法人

沖縄振興開発金融公庫

株式会社日本政策金融公庫

日本年金機構

独立行政法人防災科学技術研究所

独立行政法人北方領土問題対策協会

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

独立行政法人労働政策研究・研修機構

日本私立学校振興・共済事業団

株式会社国際協力銀行

日本中央競馬会